

通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所 利用料金表（概算）

（単位=円）

	介護保険対象サービス（1割ご負担）					対象合計 ①	介護職員処遇改善 加算 対象合計× 5.9%	特定処遇改善加算 対象合計× 1.0%	介護保険対象外サ ービス（全額ご負担） ②	1回合計 ①+②	1ヶ月合計 （おおよその金額） 週1回（4回の場合）	高額介護 サービス費
	基本料金	サービス提供 体制強化加算 Ⅱ	入浴介助加算	運動機能向上 加算	事業所評価 加算							
事業 対象者	1,672	72		225		1,969	117	20	595	2,701	4,486	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要支 援1	1,672	72		225		1,969	117	20	595	2,701	4,486	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要支 援2	3,428	144		225		3,797	225	38	595	4,655	6,440	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介 護1	581	18	40			639	38	7	595	1,279	5,116	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介 護2	686	18	40			744	44	8	595	1,391	5,564	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介 護3	792	18	40			850	51	9	595	1,505	6,020	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介 護4	897	18	40			955	57	10	595	1,617	6,468	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり
要介 護5	1,003	18	40			1,061	63	11	595	1,730	6,920	介護保険対象合計額①の金額の1カ月合計額が基準額を超えた場合は超えた分が戻ってきます。基準額は下記のとおり

注：介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算は介護保険対象合計額の1ヶ月分の料金にそれぞれに5.9%（介護職員処遇改善加算）、1.0%（特定処遇改善加算）の加算を行うため、実際の一か月の利用料金は上記の表とはわずかに異なる場合があります。

その他の加算額 一例（該当時にのみ発生いたします）

若年性認知症受入加算	1日 60円 65歳になる前々日までかかります
------------	---------------------------

注：その他、様々な加算があります。該当時に個別にご連絡いたします。

※生活保護受給者は食費のみの請求額となります。

高額介護サービス費

（介護保険対象額（1割ご負担分）が基準額を超えた場合は申請により払い戻しを受ける事ができます）

第1段階＝基準額15,000円

第2段階＝基準額15,000円

第3段階＝基準額24,600円

第4段階＝基準額44,400円

第5段階＝基準額44,400円

*該当になる方は市町村より案内が届きます。詳細につきましては市町村窓口へ御相談ください。

本表は令和3年4月1日現在のものです。体制の変更により今後も料金が変わる場合があります。